

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例 (54) 2
- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (55) 2
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例 (56) 2

規 則

- 世田谷区子ども条例施行規則の一部を改正する規則 (129) 2
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (130) 2
- 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (131) 3
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (132) 3
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (133) 3
- 世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (134) 3
- 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (135) 3
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (136) 3
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (137) 3
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (138) 4
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (139) 4
- 世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (140) 4
- 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (141) 4
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (142) 4

訓 令 甲

- 会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程 (52) 4
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (53) ... 4
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正 (54) 4

告 示

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (936) 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (937) 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の

- 告示 (938) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示 (939) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (940) 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (941) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (942) 5
- 地方自治法に基づく予算の公表 (943) 5
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (944) 5
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示 (945) 5
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の変更の告示 (946) ... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (947) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (948) 6
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (949) 6
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (950) 6
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (951) 6
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (952) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (953) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (954) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (955) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (956) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (957) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (958) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (959) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (960) 7
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (961) 7
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表 (962) 7
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (963) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (964) 8

- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (965) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (966) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (967) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (968) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (969) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (970) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (971) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (972) 9
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (973) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (974) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (975) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (976) 10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (977) 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (978) 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (979) 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (980) 10
- 世田谷区立世田谷区民会館の供用中止の告示 (981) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (982) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (983) 10
- 令和2年12月16日世田谷区告示第965号の一部を訂正する告示 (984) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (985) 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (986) 11
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (987) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (988) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (989) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (990) 11
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示 (991) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (992) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (993) 11

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (994) ……11
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (995) ……11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (996) ……12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (997) ……12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (998) ……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (999) ……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1000) ……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1001) ……12
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (1002) ……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1003) ……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1004) ……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1005) ……13
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (1006) ……13
- 令和2年1月31日世田谷区告示第93号の一部を改正する告示 (1007) ……13
- 世田谷区立玉川区民会館喫茶コーナーの公用開始の告示 (1008) ……13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1009) ……13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1010) ……13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1011) ……13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (1012) ……13

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (79) ……13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (80) ……13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (81) ……14
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (82) ……14
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (83) ……14
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (84) ……14
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (85) ……14
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (86) ……14
- 世田谷区立区民会館条例に基づく世田谷区立区民会館の指定管理者の指定の告示 (87) ……14
- 世田谷区立区民斎場条例に基づく

- 世田谷区立区民斎場の指定管理者の指定の告示 (88) ……14
- 世田谷区自転車条例に基づく世田谷区立自転車等駐車場の指定管理者の指定の告示 (89) ……15
- 世田谷区立レンタサイクルポート条例に基づく世田谷区立レンタルサイクルポートの指定管理者の指定の告示 (90) ……17

告 示 (選)

- 公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (29) ……17
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和2年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (30) ……17
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (31) ……17

告 示 (農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (12) ……17

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和2年12月8日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第54号**
世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第55号**
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第56号**
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号から第4号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第6号中「とき。」を「とき」に改める。

別表第1 世田谷区立世田谷区役所駐車場の項、別表第1の2 世田谷区立世田谷区役所駐車場の項、別表第2 世田谷区立世田谷区役所駐車場の項及び別表第3 世田谷区立世田谷区役所駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第9条の改正規定（同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立祖師谷六丁目公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立祖師谷六丁目さつき記念公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目23番22号
--------------------	---------------------

別表第1の1の部(5)の款世田谷区立北烏山七丁目公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立北烏山七丁目もっこく公園	東京都世田谷区北烏山七丁目33番28号
-------------------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和2年12月8日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第129号**
世田谷区子ども条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第130号**
世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子ども条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子ども条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「世田谷区こども条例」を「世田谷区子ども条例」に、「を取り除くため」を「について」に改める。

第6号様式から第9号様式までの規定中「 年 月 日付の権利の侵害を取り除くための申立てに基づく」を「 年 月 日付第 号による権利の侵害についての」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の

<p>一部を改正する規則 世田谷区営住宅管理条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第37号）の一部を次のように改正する。 別表第2世田谷区営新町一丁目アパートの項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="132 331 555 439"> <tr> <td>世田谷区営上北沢五丁目第二アパート</td> <td>一般用駐車場</td> <td>3</td> <td>17,000円</td> </tr> </table> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	一般用駐車場	3	17,000円	<p>世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区規則第139号 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 世田谷区規則第140号 世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区規則第141号 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区規則第142号 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>の項中「東京都世田谷区等々力二丁目28番5号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改め、同表の4の部世田谷区玉川福祉事務所の項中「東京都世田谷区玉川一丁目20番21号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。 附 則 この規則は、令和3年1月12日から施行する。</p>		
世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	一般用駐車場	3	17,000円					
<p>次に掲げる規則を公布する。 令和2年12月28日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区規則第131号 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区規則第132号 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区規則第133号 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 世田谷区規則第134号 世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区規則第135号 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区規則第136号 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 世田谷区規則第137号 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区規則第138号</p>	<p>世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月世田谷区条例第49号）の施行期日は、令和3年1月12日とする。</p> <p>世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例（令和元年12月世田谷区条例第50号）の施行期日は、令和3年1月12日とする。</p> <p>世田谷区組織規則の一部を改正する規則 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。 別表第1の1の部世田谷区玉川総合支所の項及び同表の2の部玉川総合支所副支所長の款世田谷区等々力まちづくりセンター</p>	<p>世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立駐車場条例施行規則（平成15年9月世田谷区規則第99号）の一部を次のように改正する。 別表世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1034 663 1465 824"> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>午前8時から午後11時まで</td> <td>入場から退場までの時間10分までごと</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>附 則 この規則は、令和3年1月12日から施行する。</p> <p>世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例（令和元年12月世田谷区条例第52号）の施行期日は、令和3年1月12日とする。</p> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則 世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。</p>	世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで	入場から退場までの時間10分までごと	100円		
世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで	入場から退場までの時間10分までごと	100円					
<p>別表4の部73の項を次のように改める。</p>			<table border="1" data-bbox="1034 1346 1305 1597"> <tr> <td>73</td> <td>同</td> <td>方21ミリメートル</td> <td>子ども家庭支援事務用</td> <td>北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長</td> </tr> </table>	73	同	方21ミリメートル	子ども家庭支援事務用	北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長
73	同	方21ミリメートル	子ども家庭支援事務用	北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長				
<p>別表4の部74の項中「方21ミリメートル」を「同」に改め、同表6の部64の項を次のように改める。</p>			<table border="1" data-bbox="1034 1397 1305 1895"> <tr> <td>64</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>子ども家庭支援事務用</td> <td>北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長</td> </tr> </table>	64	同	同	子ども家庭支援事務用	北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長
64	同	同	子ども家庭支援事務用	北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長				
<p>附 則 この規則は、令和3年1月12日から施行する。</p> <p>世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40</p>	<p>年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。 第6号様式裏面以外の部分を次のように改める。 様式省略 第6号様式裏面中「項目へ」を「項目に」</p>	<p>に、「65万円」を「55万円」に改める。 第6号の5様式の(1)及び第6号の5様式の(2)を次のように改める。 様式省略 附 則 1 この規則は、令和3年1月1日から施</p>						

世田谷区公報

行する。

2 この規則による改正後の世田谷区特別区税条例施行規則の規定は、令和3年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和2年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

日とする。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則(平成7年3月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部世田谷区立弦巻4-21遊び場の項を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

所の課並びに会計課をいう。以下「採用担当課」という。)の課長(組織規則第13条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する担当課長、総合支所の課長、清掃事務所長、児童相談所の副所長及び課長、世田谷保健所の課長並びに会計課長をいう。)に、当該会計年度任用職員が署名した宣誓書を提出する方法によることとする。

第3条 会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年10月世田谷区規則第41号)第3条第4項第1号の規定により任用される会計年度任用職員については、前条の宣誓を行ったものとみなす。(宣誓書の保管)

第4条 提出された宣誓書は、採用担当課においてこれを保管するものとする。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第52号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程を次のように定める。

令和2年12月8日
 世田谷区長 保坂展人
 会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程

(目的)
 第1条 この規程は、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第14号)第2条第2項の規定に基づき、同項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの宣誓)
 第2条 新たに会計年度任用職員となった者のサービスの宣誓は、採用に関する事務を行う課(世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号。以下「組織規則」という。)第11条第1項に規定する課及び担当課、総合支所の課、清掃事務所、児童相談所の副所長及び課、世田谷保健

第3条 会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年10月世田谷区規則第41号)第3条第4項第1号の規定により任用される会計年度任用職員については、前条の宣誓を行ったものとみなす。(宣誓書の保管)

第4条 提出された宣誓書は、採用担当課においてこれを保管するものとする。

附則
 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第53号

庁 中 一 般
 世田谷区勤務訓令(令和2年4月世田谷区訓令甲第41号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月14日
 世田谷区長 保坂展人

「世田谷保健所感
 策課
 別表患者対応班の項中 世田谷保健所地
 課
 「世田谷保健所健康企画
 課
 世田谷保健所感染症対
 策課
 世田谷保健所地域保健
 課
 世田谷保健所生活保健
 課」
 め、同表特殊詐欺対策班の項の次に次のように加える。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第57号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、令和3年1月12日とする。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第56号)のうち世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)別表第2世田谷区等々力まちづくりセンターの項の改正規定の施行期日は、令和3年1月12日とする。

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第60号)の施行期日は、令和3年1月12日とする。

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例(令和元年12月世田谷区条例第61号)の施行期日は、令和3年1月12日とする。

住民接種班	班長 世田谷保健所長 副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者 副班長 保健福祉政策部長 副班長 保健福祉政策部次長 副班長 世田谷保健所副所長	世田谷保健所健康企画課 世田谷保健所感染症対策課 世田谷保健所地域保健課 世田谷保健所生活保健課
-------	---	---

◎世田谷区訓令甲第54号

庁 中 一 般
 保 健 所

世田谷区保健所処務規程(昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月24日

世田谷区長 保坂展人

第7条の表感染症対策課の部予防接種担当係長の項第1号中「こと」の次に「(地域保健課住民接種担当係長に属するものを除く。)」を加え、同表地域保健課の部地域保健調整係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

(6) 住民接種担当係長に属しないこと。

第7条の表地域保健課の部に次のように加える。

住民接種担当係長
 (1) 予防接種に関すること。
 別表中5の部を6の部とし、4の部を5の部とし、3の部の次に次のように加える。

4 地域保健課

件 名	区 長 決 定	副 区 長 決 定	所 長 決 定	副 所 長 決 定	課 長 決 定
1 予防接種に関すること。			1 予防接種を実施すること。		

附 則
この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第936号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和2年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第937号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和2年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第938号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和2年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第939号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D617-03
- 2 供用開始の区間
世田谷区千歳台二丁目851番143の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.67メートル
面積 0.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月1日

◎世田谷区告示第940号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 43-D617-06
(2) 43-D617-07
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区千歳台二丁目851番60の内
(2) 世田谷区千歳台二丁目851番60の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.08メートル
幅員 0.65メートルから0.67メートルまで
面積 4.71平方メートル
(2) 延長 10.74メートル
幅員 0.21メートルから0.27メートルまで
面積 4.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月1日

◎世田谷区告示第941号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和2年12月2日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
リハビリ型デイサービスムービズ祖師谷
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区祖師谷一丁目8番18号
- 3 事業者の名称
株式会社スリーエス
- 4 廃止届受理年月日
令和2年11月12日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第942号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和2年12月4日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第943号
令和2年12月4日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。
令和2年12月4日
世田谷区長 保坂展人
令和2年度世田谷区一般会計補正予算（第4次）
別添省略

◎世田谷区告示第944号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第

21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和2年12月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画上用賀一丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目及び上用賀四丁目各地下
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第945号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。
令和2年12月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
上用賀一丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目及び上用賀四丁目各地下
- 3 縦覧場所
世田谷区玉川総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第946号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第24条第5項において準用する同条第3項の規定により、街づくり誘導地区を変更したので、次のとおり告示する。
令和2年12月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称
上用賀一丁目地区街づくり誘導地区
- 2 街づくり誘導地区を変更する土地の位置及び区域
世田谷区上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目及び上用賀四丁目各地下
- 3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称
上用賀一丁目地区地区街づくり計画
- 4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則（平成7年3月世田谷区

規則第38号) 第15条第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる建築行為等

5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期
令和3年1月6日

◎世田谷区告示第947号
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。
この関係図面は、令和2年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月7日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 R2-19
2 認定する起終点 世田谷区大蔵五丁目8番2の内から喜多見六丁目2755番6の内まで
3 道路の延長 107.21メートル
4 道路の幅員 6.00メートル
5 道路の面積 649.51平方メートル

◎世田谷区告示第948号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月7日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区給田二丁目687番3
3 変更の区域
延長 20.58メートル
幅員 1.57メートルから1.63メートルまで
面積 33.03平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年12月7日

◎世田谷区告示第949号
世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について
都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和2年12月8日
世田谷区長 保坂展人

1 名称 世田谷区立祖師谷六丁目さつき記念公園
2 位置 東京都世田谷区祖師谷六丁目23番22号
3 区域 別紙案内図のとおり

4 供用開始の期日 令和2年12月8日

別紙省略

◎世田谷区告示第950号
世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について
都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和2年12月8日
世田谷区長 保坂展人

1 名称 世田谷区立北鳥山七丁目もっこく公園
2 位置 東京都世田谷区北鳥山七丁目33番28号
3 区域 別紙案内図のとおり
4 供用開始の期日 令和2年12月8日

別紙省略

◎世田谷区告示第951号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和2年12月8日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 第169号
2 指定年月日 令和2年12月7日
3 指定する道路の種別 都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路
4 指定する道路の区域 世田谷区鎌田四丁目60番15の内から大蔵六丁目108番の内まで
世田谷区大蔵六丁目32番1の内から37番8まで
5 指定する道路の幅員 16.00メートル
6 指定する道路の延長 404.60メートル

◎世田谷区告示第952号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和2年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 第167号
2 指定年月日 令和2年12月8日
3 指定する道路の種別 道路法(昭和27年法律第180

号)による道路

4 指定する道路の区域 世田谷区松原三丁目875番4の内から松原二丁目699番7の内まで
5 指定する道路の延長 562.02メートル
6 指定する道路の幅員 4.00メートルから4.26メートルまで

◎世田谷区告示第953号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目417番24の内から417番5の内まで
3 変更の区域
延長 10.44メートル
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで
面積 1.59平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年12月9日

◎世田谷区告示第954号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 48-19
2 変更の区間 世田谷区世田谷一丁目406番35の内から406番21の内まで
3 変更の区域
延長 8.59メートル
幅員 0.10メートルから0.13メートルまで
面積 1.00平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年12月9日

◎世田谷区告示第955号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和2年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月9日

<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 22-G262</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水一丁目177番3の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.10メートル 幅員 0.34メートル 面積 0.03平方メートル</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第956号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和2年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年12月9日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 22-G262</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水一丁目177番3の内から177番1の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 9.44メートル 幅員 0.33メートルから 0.34メートルまで 面積 3.22平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年12月9日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第957号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和2年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年12月10日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋四丁目533番37の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.94メートル 幅員 0.19メートルから</p>	<p>0.26メートルまで</p> <p>面積 1.81平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年12月10日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第958号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和2年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年12月10日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目2007番9の内</p> <p>3 変更の区域 延長 4.03メートル 幅員 0.24メートルから 0.25メートルまで 面積 0.99平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年12月10日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第959号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和2年12月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年12月11日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 32-26 (2) 32-26</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区大原一丁目1070番3の内から1070番59まで (2) 世田谷区大原一丁目1070番3の内から1070番58まで</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 18.09メートル 幅員 0.27メートルから 0.31メートルまで 面積 6.45平方メートル (2) 延長 18.16メートル</p>	<p>幅員 0.18メートルから 0.22メートルまで</p> <p>面積 3.75平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年12月11日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第960号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和2年12月14日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 パナソニックエイジフリーケアセンター世田谷南烏山・定期巡回</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山二丁目19番1号</p> <p>3 事業者の名称 パナソニックエイジフリー株式会社</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和2年11月30日</p> <p>5 サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第961号</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p> <p>令和2年12月14日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第962号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように木区財政状況を公表する。</p> <p>令和2年12月15日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>
---	--	---

1. 一般会計予算執行状況

歳入		歳出	
予算現額	4,441億5,576万円	予算現額	4,441億5,576万円
収入済額	2,345億2,573万円	支出済額	2,159億5,515万円
収入率	52.8%	執行率	48.6%

2. 特別会計予算執行状況

	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	817億7,979万円	282億836万円	34.5%	274億3,976万円	33.6%
後期高齢者医療会計	224億4,690万円	87億5,971万円	39.0%	70億5,465万円	31.4%

介護保険事業会計	769億149万円	308億8,564万円	40.2%	269億3,870万円	35.0%
学校給食費会計	30億2,448万円	4億4,520万円	14.7%	4億2,988万円	14.2%

3. 区有財産現在高

土地	252万2539.48㎡
建物	126万4569.35㎡
工作物	305億5,967万円
有価証券(株券)	4億3,000万円
出資による権利	28億4,296万円
債権	67億9,791万円
基金	1,131億3,492万円

4. 区民の特別区税負担

特別区税(区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

年度	1人あたり	1世帯あたり
令和2年度	13万6,038円	25万5,201円
令和元年度	13万5,337円	25万4,795円

※9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

5. 特別区債現在高の状況

元年度末現在高	697億5,889万円
償還額(2年度上半期に返済した元金)	20億4,089万円
2年度上半期の発行額	0円
2年9月末現在高	677億1,800万円

6. 一時借入金

上半期は、必要としませんでした。

※各表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。

◎世田谷区告示第963号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1 指定変更番号 | 第2855号 |
| 2 指定変更年月日 | 令和2年12月14日 |
| 3 指定変更の位置 | 世田谷区桜丘四丁目28番22の一部及び2854番35 |
| 4 すみ切りの廃止 | 2.72メートル |
| 5 すみ切りの指定の変更 | 1.63メートル |
| 6 申請者氏名 | 柵網 基己 |

のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定番号 | 28-1 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区喜多見三丁目4245番2の内 |
| 3 変更の区域 | 延長 24.70メートル
幅員 0.02メートルから0.29メートルまで
面積 3.60平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和2年12月15日 |

◎世田谷区告示第965号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 指定変更番号 | 第2845号 |
| 2 指定変更年月日 | 令和2年12月15日 |
| 3 指定変更の位置 | 世田谷区松原一丁目88番14の一部から95番4の一部まで |
| 4 指定変更内容 | 幅員 4.00メートル
延長 38.72メートル |
| 5 申出者氏名 | 東京都建設局道路建設部長 花井徹夫 |

◎世田谷区告示第966号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月16日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第964号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

1 認定番号
43-21

2 変更の区間
世田谷区成城九丁目1257番26から
1257番25まで

3 変更の区域
延長 9.60メートル
幅員 0.05メートルから
0.09メートルまで
面積 0.75平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月16日

◎世田谷区告示第967号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区八幡山三丁目268番19の内
- 3 供用開始の区域
延長 5.20メートル
幅員 0.62メートルから
0.69メートルまで
面積 3.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月16日

◎世田谷区告示第968号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区給田三丁目911番3の内から910番3の内まで
(2) 世田谷区給田三丁目843番3の内から843番5の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 11.19メートル
幅員 0.63メートルから
0.64メートルまで
面積 7.12平方メートル
(2) 延長 2.38メートル
幅員 0.63メートル
面積 1.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月17日

◎世田谷区告示第969号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規

定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D288-03
- 2 変更の区間
世田谷区下馬一丁目90番6の内
- 3 変更の区域
延長 8.15メートル
幅員 0.46メートルから
0.52メートルまで
面積 3.94平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月17日

◎世田谷区告示第970号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-15
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目1番26
- 3 変更の区域
延長 19.07メートル
幅員 0.75メートル
面積 14.31平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月17日

◎世田谷区告示第971号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和2年12月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-15
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目1番27
- 3 変更の区域
延長 0.11メートル
幅員 0.75メートル
面積 0.07平方メートル

◎世田谷区告示第972号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月17日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区北沢二丁目998番12の内から998番14の内まで

3 変更の区域
延長 40.36メートル
幅員 0.54メートルから
1.29メートルまで
面積 31.28平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月17日

◎世田谷区告示第973号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和2年12月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
第170号
- 2 指定年月日
令和2年12月16日
- 3 指定する道路の種別
都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路
- 4 指定する道路の区域
世田谷区上北沢三丁目1106番65番から1104番15の内まで
- 5 指定する道路の延長
129.14メートル
- 6 指定する道路の幅員
6.00メートルから6.02メートルまで

◎世田谷区告示第974号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月18日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目166番8
- 3 変更の区域
延長 17.86メートル
幅員 0.95メートルから
1.01メートルまで
面積 17.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月18日

◎世田谷区告示第975号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
 令和2年12月18日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 36-5

2 供用開始の区間
 世田谷区野沢一丁目56番12

3 供用開始の区域
 延長 6.37メートル
 幅員 2.82メートルから
 2.92メートルまで
 面積 18.49平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年12月18日

◎世田谷区告示第976号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年12月18日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区経堂三丁目423番64

3 変更の区域
 延長 13.65メートル
 幅員 0.17メートルから
 0.18メートルまで
 面積 2.46平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年12月18日

◎世田谷区告示第977号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。
 令和2年12月18日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 シロクマ居宅介護支援事業所

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区成城二丁目40番7号
 トップ成城学園306号

3 事業者の名称
 株式会社エイケア

4 指定年月日
 令和3年1月1日

5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎世田谷区告示第978号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
 令和2年12月18日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 元気サポートにこにこ5

2 事業所の所在地
 神奈川県川崎市麻生区片平二丁目22番1号住真

マンション102

3 事業者の名称
 株式会社Quest care

4 廃止届受理年月日
 令和2年12月7日

5 サービスの種類
 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第979号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。
 令和2年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 優っくり小規模多機能介護喜多見

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区喜多見三丁目10番15号

3 事業者の名称
 社会福祉法人奉優会

4 廃止届受理年月日
 令和2年10月13日

5 サービスの種類
 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第980号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
 令和2年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 優っくり看護小規模多機能介護喜多見

2 事業所の所在地
 東京都世田谷区喜多見三丁目10番15号

3 事業者の名称
 社会福祉法人奉優会

4 指定年月日
 令和3年1月1日

5 サービスの種類
 看護小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第981号
 次の世田谷区立区民会館は、令和2年12月28日から当分の間、その供用を中止する。
 令和2年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 名称
 世田谷区立世田谷区民会館

2 位置
 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

◎世田谷区告示第982号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 49-16

2 変更の区間
 (1) 世田谷区船橋一丁目325番24の内
 (2) 世田谷区船橋一丁目325番24の内

3 変更の区域
 (1) 延長 8.18メートル
 幅員 0.18メートル
 面積 1.49平方メートル
 (2) 面積 1.44平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年12月21日

◎世田谷区告示第983号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年12月22日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 供用開始の区間
 世田谷区南烏山四丁目381番11地
 先無番から381番7地先無番まで

3 供用開始の区域
 延長 19.90メートル
 幅員 0.63メートルから
 1.13メートルまで
 面積 16.69平方メートル

4 供用開始の期日
 令和2年12月22日

◎世田谷区告示第984号
 令和2年12月16日世田谷区告示第965号の一部を次のように訂正する。
 令和2年12月22日
 世田谷区長 保坂展人

告示中「第2845号」を「第2854号」に訂正する。

◎世田谷区告示第985号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和2年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和2年12月22日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区大原一丁目1087番13の内

3 変更の区域
 延長 18.39メートル
 幅員 0.35メートルから

0.37メートルまで
面積 6.68平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月22日

◎世田谷区告示第986号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月22日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
43-D670-07

2 変更の区間
世田谷区千歳台六丁目575番17

3 変更の区域
延長 17.52メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 3.33平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月22日

◎世田谷区告示第987号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和2年12月22日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
Let'sリハ!
世田谷等々力

2 事業所の所在地
東京都世田谷区等々力一丁目23番12号

3 事業者の名称
株式会社桜十字

4 廃止届受理年月日
令和2年12月3日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第988号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月22日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区給田二丁目347番18から347番19まで

3 変更の区域
延長 8.04メートル
幅員 1.63メートル
面積 13.18平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月22日

◎世田谷区告示第989号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月23日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-1

2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目823番24

3 変更の区域
延長 7.69メートル
幅員 2.00メートル
面積 15.39平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月23日

◎世田谷区告示第990号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月23日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
13-1

2 変更の区間
世田谷区成城三丁目2313番12

3 変更の区域
延長 11.11メートル
幅員 1.00メートル
面積 11.56平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月23日

◎世田谷区告示第991号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。
令和2年12月24日
世田谷区長 保坂展人

1 整理番号
40-1

2 指定年月日
令和2年12月24日

3 指定区間
世田谷区若林四丁目31番から世田谷四丁目6番先まで

4 指定区域
延長 460.00メートル
幅員 11.00メートル

◎世田谷区告示第992号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月24日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
42-50

2 変更の区間
世田谷区千歳台一丁目8番58の内から8番23の内まで

3 変更の区域
延長 5.36メートル
幅員 0.12メートルから
0.15メートルまで
面積 0.75平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月24日

◎世田谷区告示第993号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月24日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区成城一丁目58番1の内から58番3の内まで

3 変更の区域
延長 17.87メートル
幅員 0.17メートルから
0.19メートルまで
面積 3.24平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月24日

◎世田谷区告示第994号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月24日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1729番63

3 変更の区域
延長 3.21メートル
幅員 0.62メートルから
0.64メートルまで
面積 2.03平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年12月24日

◎世田谷区告示第995号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和2年12月24日

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人	
1 事業所の名称	レッツ倶楽部ス テップ西小山
2 事業所の所在地	東京都品川区小 山六丁目24番9 号
3 事業者の名称	合同会社フット フォレスト
4 廃止届受理年月日	令和2年12月15 日
5 サービスの種類	地域密着型通所 介護

◎世田谷区告示第996号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D437-02
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目288番13の内から288番8の内まで
- 3 変更の区域
延長 24.65メートル
幅員 0.43メートルから
0.72メートルまで
面積 15.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第997号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-D553-12
- 2 変更の区間
世田谷区経堂一丁目141番42から141番39まで
- 3 変更の区域
延長 7.34メートル
幅員 0.22メートルから
0.23メートルまで
面積 1.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第998号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D123-11
- 2 変更の区間
世田谷区若林五丁目579番1の内
- 3 変更の区域
延長 27.73メートル
幅員 0.00メートルから
0.35メートルまで
面積 6.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山九丁目2081番10の内
- 3 変更の区域
延長 7.69メートル
幅員 0.00メートルから
0.25メートルまで
面積 0.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目14番9の内
- 3 変更の区域
延長 10.19メートル
幅員 0.01メートルから
0.16メートルまで
面積 0.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人	
1 認定番号	50-1
2 変更の区間	世田谷区北沢四丁目885番8の内
3 変更の区域	延長 7.59メートル 幅員 0.00メートルから 0.23メートルまで 面積 1.22平方メートル
4 供用開始の期日	令和2年12月25日

◎世田谷区告示第1002号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第2856号
- 2 指定取消年月日
令和2年12月24日
- 3 指定取消の位置
世田谷区新町二丁目357番3、357番10の一部、360番5及び360番14
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の延長
27.00メートル
- 6 申出者氏名
鷺見 寿美子

◎世田谷区告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目749番7から749番1まで
- 3 変更の区域
延長 24.81メートル
幅員 0.63メートル
面積 15.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目112番12の内
- 3 変更の区域

延長 8.68メートル
幅員 0.62メートルから
0.64メートルまで
面積 5.51平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第1005号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月25日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間

世田谷区等々力三丁目73番8の内から73番1の内まで
3 変更の区域
延長 14.64メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 2.43平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年12月25日

◎世田谷区告示第1006号
会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人
本則の表児童手当等補助員の項の次に次のように加える。

世田谷区世田谷三丁目823番20の内
3 変更の区域
延長 6.31メートル
幅員 0.02メートル
面積 0.16平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年12月28日

◎世田谷区告示第1012号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
11-D194-04
2 変更の区間
世田谷区代田五丁目961番30
3 変更の区域
延長 4.27メートル
幅員 0.42メートルから
0.60メートルまで
面積 2.20平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年12月28日

公 告

児童課事務補助	月額	75,895円	15,179円	91,074円
---------	----	---------	---------	---------

附 則
この規程は、令和3年1月1日から施行する。

◎世田谷区告示第1007号
令和2年1月31日世田谷区告示第93号の一部を次のように改正する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人
告示中「令和2年9月1日」を「令和3年1月12日」に改める。

◎世田谷区告示第1008号
次の施設は、令和3年2月1日から公用を開始する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人
1 名称
世田谷区立玉川区民会館喫茶コーナー
2 位置
東京都世田谷区等々力三丁目4番1号

◎世田谷区告示第1009号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
2 変更の区間
(1) 世田谷区羽根木二丁目1754番16の内から1754番31まで
(2) 世田谷区羽根木二丁目1754番16の内
3 変更の区域
(1) 延長 12.92メートル
幅員 0.58メートルから

面積 0.67メートルまで
9.77平方メートル
(2) 延長 10.27メートル
幅員 0.48メートルから
0.53メートルまで
面積 5.24平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年12月28日

◎世田谷区告示第1010号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1
2 変更の区間
世田谷区世田谷三丁目823番19の内
3 変更の区域
延長 5.83メートル
幅員 0.02メートルから
0.03メートルまで
面積 0.17平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年12月28日

◎世田谷区告示第1011号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年12月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和2年12月28日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間

◎世田谷区公告第79号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和2年12月3日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区玉川三丁目158番7の一部 158番46 158番48 158番49 158番50 158番51 158番52	東京都世田谷区玉川三丁目32番1号 川邊 厚

◎世田谷区公告第80号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和2年12月15日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区	東京都新宿区

世田谷区公報

経堂四丁目 564番10 564番11 564番12 564番13 564番15 564番16 564番17 564番18 564番19 564番20 564番21 564番22 564番23 564番24 564番25 564番26 564番27 564番29	西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役 小林 正人	地域の名称 東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番7 990番39 990番40 990番41 990番42 990番43 990番44 990番45 990番46 990番47 990番48 990番49	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎	東京都市計画道路事業補助線街路 第128号線 2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課																				
◎世田谷区公告第81号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和2年12月23日 世田谷区長 保坂展人		◎世田谷区公告第83号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和2年12月23日 世田谷区長 保坂展人		◎世田谷区公告第85号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和2年12月23日 世田谷区長 保坂展人																				
<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 祖師谷三丁目 431番5 431番21 431番22 431番23 431番24の一部 431番25の一部 431番26</td> <td>東京都杉並区 阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 平野 富士雄</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 祖師谷三丁目 431番5 431番21 431番22 431番23 431番24の一部 431番25の一部 431番26	東京都杉並区 阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 平野 富士雄	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38</td> <td>東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38</td> <td>東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38</td> <td>東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 上野毛二丁目29番2</td> <td>神奈川県川崎市 高津区梶ヶ谷四丁目11番2号 株式会社ガイアフィールド 代表取締役 遠藤 陽一</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 上野毛二丁目29番2	神奈川県川崎市 高津区梶ヶ谷四丁目11番2号 株式会社ガイアフィールド 代表取締役 遠藤 陽一
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 祖師谷三丁目 431番5 431番21 431番22 431番23 431番24の一部 431番25の一部 431番26	東京都杉並区 阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 平野 富士雄																							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎																							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎																							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 北鳥山一丁目 990番1 990番30 990番31 990番32 990番33 990番34 990番35 990番36 990番37 990番38	東京都千代田区 霞が関一丁目4番1号 日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎																							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 上野毛二丁目29番2	神奈川県川崎市 高津区梶ヶ谷四丁目11番2号 株式会社ガイアフィールド 代表取締役 遠藤 陽一																							
◎世田谷区公告第82号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和2年12月23日 世田谷区長 保坂展人		◎世田谷区公告第84号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和2年12月23日 世田谷区長 保坂展人 1 都市計画事業の種類及び名称		◎世田谷区公告第86号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和2年12月23日 世田谷区長 保坂展人																				
<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26</td> <td>東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26</td> <td>東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆	<table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26</td> <td>東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆				
1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆																							
1 開発区域又は工区に含まれる	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆																							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名																							
東京都世田谷区 深沢七丁目 26番5 26番25 26番26	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆																							
◎世田谷区公告第87号 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）第7条第4項の規定により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和2年12月24日 世田谷区長 保坂展人		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th colspan="2">指定管理者</th> <th rowspan="2">指定の期間</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館別館</td> <td>株式会社世田谷サービス公社</td> <td>東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</td> <td>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立北沢区民会館別館</td> <td>株式会社世田谷サービス公社</td> <td>東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</td> <td>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川区民会館別館</td> <td>株式会社共立</td> <td>東京都渋谷区代々木五丁目40番13号</td> <td>令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	指定管理者		指定の期間	名称	所在地	世田谷区立世田谷区民会館別館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	世田谷区立北沢区民会館別館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	世田谷区立玉川区民会館別館	株式会社共立	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで		
施設の名称	指定管理者		指定の期間																					
	名称	所在地																						
世田谷区立世田谷区民会館別館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで																					
世田谷区立北沢区民会館別館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで																					
世田谷区立玉川区民会館別館	株式会社共立	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで																					
◎世田谷区公告第88号		世田谷区立区民斎場条例（平成8年3月世田谷区条例第22号）第15条第4項の規定																						

世田谷区公報

令和3年1月20日 (第718号)

により、世田谷区立区民斎場の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により	次のとおり公告する。 令和2年12月24日	世田谷区長 保坂展人
--	--------------------------	------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立みどり会館	株式会社 J A 東京中央 セレモニーセンター	東京都世田谷区北烏山三丁目5番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

◎世田谷区公告第89号 世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）第23条の2第4項の規定	により、世田谷区立自転車等駐車場の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。	令和2年12月25日 世田谷区長 保坂展人
--	---	--------------------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立駒沢自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立桜新町自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立用賀自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立等々力自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立烏山地下自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立尾山台自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立経堂南自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立千歳船橋北自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立成城北第二自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立八幡山北自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立用賀西自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立桜上水南自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立千歳船橋南自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立九品仏南自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立明大前南自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立上野毛北自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋北自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立烏山北自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立烏山北第二自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立用賀西第二自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

世田谷区立烏山東自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立新烏山南自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立下高井戸南第二自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立下高井戸駅前自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立下北沢東自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立駒沢第二自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立千歳船橋西自転車等駐車場	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

◎世田谷区公告第90号

世田谷区立レンタサイクルポート条例(平成5年11月世田谷区条例第53号)第13

条第4項の規定により、世田谷区立レンタサイクルポートの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公

告する。
令和2年12月25日
世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立桜上水南レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋中央レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立成城北第二レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立経堂駅前レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立桜新町レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立等々力レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和2年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和2年12月1日調製の選挙人

名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和2年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,541
6分の1の数	129,501
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	196,168

◎世田谷区選挙管理委員会告示第31号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和2年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第5回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年12月16日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 開催日時 令和2年12月23日(水) 午後3時00分
- 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第5委員会室
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について

て